

令和3年1月議会臨時会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和3年1月25日 開会

令和3年1月25日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和3年1月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和3年1月25日（月）午前10時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 議会運営委員会委員の選任

日程第 6 議案の上程

報告第1号 中継施設の整備方針について

議案第1号 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の  
設置及び管理に関する条例の制定について

議案第2号 東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に  
関する条例の制定について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 9 討論、採決

日程第 10 閉 会

---

出席議員（9名）

1番	岩井文男君	2番	鎌倉金君
3番	石上允康君	4番	木内欽市君
5番	佐久間茂樹君	6番	島田和雄君
7番	石田勝一君	8番	苅谷進一君
9番	浅野勝義君		

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

管理者	明智忠直君
副管理者	太田安規君
副管理者	越川信一君
事務局長	樋口恒一君
施設整備課長	宮内雄治君
施設整備課主幹	鈴木洋幸君
施設整備課主査	岩瀬哲君
施設整備課主査	西ノ宮正人君

---

事務局出席者

書	記	齊藤孝一
書	記	越川操

---

○事務局長（樋口恒一君） みなさん、おはようございます。事務局長の樋口でございます。本日は、よろしく願いいたします。

会議の前に、配付資料の確認等をさせていただきます。

事前に配付させていただきました議事日程、報告第1号中継施設の整備方針について、議案第1号東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第2号東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、また本日、お席のほうに席次表と説明者一覧、それから追加の資料としまして、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例説明資料の方を配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

---

### 日程第1 開 会 （午前10時00分）

○議長（岩井文男君） おはようございます。ただいまから、令和3年1月東総地区広域市町村圏事務組合の臨時議会を開会いたします。ただいまの出席議員は9名でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。

---

### 日程第2 議席の指定

○議長（岩井文男君） それでは日程第2、議席の指定でございますけども、旭市選出の議員の改選がありました。紹介します。旭市議会議長の木内欽市議員であります。

○4番（木内欽市君） よろしく願いいたします。

○議長（岩井文男君） それでは、匝瑳市議会会議規則第4条第1項の規定を準用し、ただいまご着席のとおり、席は指定とさせていただきます。よろしく願いします。

### 日程第3 会期の決定

○議長（岩井文男君） 日程第3の会期の決定でございます。会期の決定を議題といたしますが、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決しました。

---

### 日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（岩井文男君） 次に日程第4、会議録署名議員の指定を行います。匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、2番の鎌倉金議員、9番の浅野勝義議員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### 日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（岩井文男君） 議会運営委員会委員の選任についての日程第5でございますけれども、旭市選出議員の改選がありましたので議会運営委員会委員を選任いたします。議会運営委員会条例第4条第1項の規定により、議長の氏名になっておりますので、4番木内欽市議員を指名いたします。なお、議会運営委員会の委員長については、欠けておりますので、選出につきましては、議会運営委員会でお取り計らいをお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

---

午前10時17分 再 開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議会運営委員会にお願いしました委員長の選出にあたり、その結果について、議長宛に報告がありまし

た。事務局より報告をさせますのでお願いします。

○書記（齊藤孝一君） それでは、議会運営委員会委員長の選出結果についてご報告いたします。委員長に旭市選出議員の木内欽市議員が選出されました。以上でございます。

○4番（木内欽市君） よろしく願いいたします。

○議長（岩井文男君） よろしく願いいたします。以上、事務局の報告したとおりであります。議会運営委員会の運営についてよろしく願いいたします。以上で、議会運営委員会委員の選任が終わりました。

---

### 日程第6 議案の上程

○議長（岩井文男君） 日程第6、議案の上程に入ります。管理者より送付を受けております議案等は、報告第1号及び議案第1号、議案第2号であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（岩井文男君） 配付漏れなしと認めます。日程第6、報告第1号、議案第1号、議案第2号を一括上程し、議題といたします。職員より、議案等の朗読をいたします。

○書記（齊藤孝一君） それでは、議案等の朗読をいたします。報告第1号、中継施設の整備方針について。議案第1号、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第2号、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について。以上でございます。

---

### 日程第7 提案理由の説明

○議長（岩井文男君） それではここで管理者から、あいさつを兼ねて提案理由の説明をお願いいたします。明智管理者。

○管理者（明智忠直君） どうもみなさん、おはようございます。まだコロナが収まらない間で、それぞれ大変いろんな気配りやら、気苦労されていることと思います。そ

んな中で、本日ここに、令和3年1月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を招集させていただきました。議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。今回の臨時会に提出いたします議案は、報告案件が1件、条例の制定が2議案でございます。報告第1号は、中継施設の整備方針についてでありまして、各市に設置を予定しておりました中継施設の整備方針等について報告をさせていただきます。議案第1号及び議案第2号は、令和2年9月定例議会において取り下げをいたしました2議案であります。修正をいたしまして再度提案するものでございます。議案第1号は、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、東総地区広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設等について、設置及び管理に関して定めるものであります。議案第2号は、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてでありまして、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に伴い、廃棄物の再生及び処分並びに処理手数料、その他必要な事項を定めるものであります。詳細につきましては、事務局から内容説明をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（岩井文男君） 提案理由の説明が終わりました。

---

## 日程第8 議案質疑

○議長（岩井文男君） 日程第8、議案の補足説明及び議案質疑を行います。あらかじめ申し添えますが、質疑回数は、再々質問までとなっております。質疑については、議案の範囲内とし、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。

報告第1号の補足説明を求めます。樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは報告第1号、中継施設の整備方針についてご説明いたします。報告第1号の資料、3枚綴りになっておりますが、まず中継施設の整備方針について説明させていただく前に、これまでの検討経過についてご説明させていただきます。資料の3枚目ですが、A4横になりますが右上に参考資料と記載のある

中継施設整備に係る検討経過、こちらのほうをご覧ください。まず、平成29年度に中継施設整備に係る基本計画というものを策定いたしました。その際に検討した整備方法としましては、既存のごみ処理施設を利用して中継施設の機能を持たせる計画としておりました。主な工事内容でございますが、既存施設の処理設備や煙突等は撤去いたしますが、建屋部分については残しまして、ごみピットとごみクレーンを活用して、ダストシュートを新たに設置することで、市内のステーションごみを収集してくるパッカー車等のごみを、一旦ごみピットのほうで受け入れまして、それをごみクレーンによってダストシュートに投入して、大型パッカー車へ積み替えをするという、それができるような中継施設として利用することを見込んでおりました。また、資源ごみ等を保管するストックヤードを整備することとしておりました。施設整備に係る事業費としては、3施設合計で約16億円というふうに見込んでおりました。こちらの基本計画の内容につきましては、平成30年の8月に開催しました全員協議会で組合議員の皆様にご説明させていただいているところでございます。その後でございますが、この基本計画を基に平成31年度に基本設計というものを実施しております。基本設計を実施するに当たりまして、既存施設の調査や職員等へのヒアリング等を実施している中で、既存施設の老朽化が著しく、中継施設として長期間利用することが非常に難しく、基本計画どおりに整備を実施した場合には、数年後には設備の更新が必要になって、管理運営費が高額になるということが見込まれるというような状況になりました。このため3市で協議をいたしまして、整備方法を見直すことを検討しました。この基本設計において見直しました整備方法としましては、既存ごみ処理施設をすべて一旦撤去しまして、新たに中継施設を整備するという方法でございます。主な工事内容のところですが、既存施設につきましては基本計画で示しました処理施設や煙突等の撤去に加えまして、建屋や基礎杭等を含めて施設全部を撤去することとしておりました。また、撤去工事の際に必要となりますダイオキシン類除去工事というものも実施する必要があるということでございました。中継施設につきましては、基本計画では建屋部分を流用する計画でございましたが、基本設計では、市内の

ステーションごみを収集してくるパッカー車等のごみを受け入れまして、大型のパッカー車に積み込むための積み替え装置となりますダストドラムという機械を設置するほか、建屋等もすべて新設するというにしております。このような内容の結果としまして施設整備に係る事業費が、撤去工事費と中継施設整備費共に大幅に増額となりまして、3施設の合計で約60億円という見込みの金額になったところでございます。

このように中継施設整備に係る事業費が大幅に増額となってしまったことから、施設は既存の施設を利用するという原点に返ることや、中継施設の必要性等を含めて3市で改めて協議を実施して、中継施設の整備方針をとりまとめていくことといたしました。

それでは整備方針の説明ですが、資料の2枚目、A4横長の右上に別紙と記載のあります中継施設整備方針、こちらのほうをご覧ください。順番に上から行きますと、まず、銚子市につきましては、令和3年度の運営状況等を踏まえまして最終的な中継施設の整備方針を決定することとしております。旭市につきましては、中継施設の規模を縮小するために、ステーション収集ごみについては中継施設を経由せずに、直接広域ごみ処理施設へ搬入するというにいたしました。これによりまして、施設の整備方針としては、既存施設を改修して、令和3年度から市民が直接持ち込むごみの受け入れが可能な簡易中継施設とすることとしております。匝瑳市につきましては、旭市と同様に、既存施設を改修しまして、令和3年度から市民が直接持ち込むことができるごみの受け入れが可能な施設として、最終的には収集ごみを含めまして、匝瑳市のごみ全量を受け入れすることが可能な施設とすることとしております。次に今後の進め方でございますが、旭市につきましては、令和3年度当初に受電設備の改修等を実施して簡易中継施設として利用する予定です。匝瑳市につきましても、旭市と同様に、令和3年度当初に受電設備の改修等を実施しまして、簡易中継施設として利用していく予定です。本格的な中継施設としての整備については、令和4年度以降に着工していく予定でございます。銚子市につきましては、令和3年度に施設設置の必要性を検

討しまして、施設が必要と判断があった場合につきましては、旭市と同様の対応をするという予定でございます。現時点において算出している事業費でございますが、旭市の簡易中継施設整備費、こちらのほうが約840万円、管理運営費が約5,430万円、匝瑳市の簡易中継施設整備費が約690万円、管理運営費が約6,030万円ほどの費用を見込んでおります。匝瑳市についての中継施設の整備費につきましては約15億円を見込んでおりますが、この費用につきましては、令和3年度に整備内容を再検討いたしまして、事業費につきましても出来る限り減額できるように見直しをしたいというふうに考えております。

中継施設につきましては、収集運搬効率の向上や市民サービスを維持するために、当初、3市に整備する方針ということで進めておりましたが、ただいまご説明させていただきましたように、事業費の大幅な増額が見込まれますことから、事業内容の見直しを検討させていただきました。今回の方針では、旭市と匝瑳市では、これまでと同様に既存ごみ処理施設で市民のごみの受け入れが可能となっております。銚子市につきましては、現時点では簡易中継施設の設置については未定でございますけども、広域ごみ処理施設が建設されることから、現在と場所は変わってしまいますけども、市民のごみの受け入れができる施設が市内に存在するということになります。中継施設の整備や管理運営に係る費用も含めまして、組合が実施するごみ処理に係ります、すべての事業費、こちらのほうを出来る限り縮減いたしまして、3市の負担を軽減できるように、今後も引き続き検討して参りたいと思いますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いをいたします。説明については以上でございます。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。質疑ありませんか。

荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 今、樋口さんからご説明いただいたんですけども、経緯というのは分かりました。しかし、さきほどの言葉を聞くとですね、検討させていただきましたというお話でしたけども、本来議決を採って中継方針が決まったものを議会の了

承なく勝手に検討させていただいたということになっちゃうと思うんですが、その点についてどうなのか。本来であれば議会に、こういう状況であったので、こういうふうに検討方針を変えてよろしいでしょうかという説明があつて、それに伴って我々も各市の議会に説明をしなければならぬ義務があると思うんですね。そこをまず怠っているんじゃないかという点を1点お聞きしたいのと、さきほどご説明にあつた、樋口さん来る前に平成29年度に整備計画を立てて約16億円という計画を立てられたわけですね、資料2枚目。で、なんでこのとおりに行かなかつたかについてなんですけども、その当時の施設整備課が全部これやっていたわけですね。誰が見積りをして、どういうことでこの16億が出たか。当時それは確認をとっているわけなんですよ。なら、施設整備課がこういう結果を1回出したにもかかわらず60億になっているということは、施設整備課がいい加減な算出をしたということになっちゃいますよね。そこもきちっと改めるべきじゃないですか、2点目。3点目、議会に我々も説明するのに今の議会で報告ということでは承りますけども、今後やっぱり議決をもってですね、きちっとこういう方針に変えていきますと、当初の予算の見込みから変わるときは、1千万、2千万の話じゃないですから億単位の話ですから、議会のきちとした提案をしていただいて承認を採るべきだと思います。その点、3点お答えください。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） ただいまのご質問でございますが、基本計画から基本設計に変わったときに検討という言葉を使わせていただいたんですが、当時、基本設計を作成する際に内容につきまして、施設の老朽化が進んでおり、そのままだと施設の改修が大幅に必要な話がございます、その関係について3市で協議をしたところでございますが、内容を変更した場合にどのような事業費になったりだとか、そういったものをまず3市で一旦ある程度方針を作ってから議会のほうへ報告させていただくということで話を進めていましたところ、その期間が長くなってしましまして、今になってしまったことについては大変申し訳なく思っております。それから、事業

費が変わったことについてでございますが、こちらにつきましては当初の基本計画におきまして、一旦このような16億円というような事業費が出ていたところではございますが、その後、基本設計の中で実際に施設の中の状況だとか、職員へのヒアリング等を詳細に検討したところ、基本計画の内容では整備することができないというようなことが判明したために内容を確認、修正したところ、60億円というような事業費になったということでございます。それから3番目の議会への報告でございますが、今回報告という形で提案させていただいたんですが、議決事項として承認できる内容については議決していただきまして、そうでないものについては報告という形で対応させていただきたいと考えております。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 議長も分かっているとおり、答弁漏れだと思うんですよ。私の言っていることとちょっと違うんですけどね。回数制限されていますから、改めて確認しますけども。私が言っているのは、この方針が当初の見込みと事業内容が変わったらすぐに議会に報告をして、検討する内容についても本来であれば報告しなきゃならないのを怠っているんじゃないですかと言っているんですよ。違いますか。管理者に対して去年の、おそらく前年度末にコンサルから上がってきた報告書、その前に実際は60億って目安が出て、その当初の計画で我々は議会承認をして、コンサルタン料1,500万弱を払って発注しているわけですよ。議会で承認された予算の内容と違った成果が出てきて、議会に報告がないというのはおかしいと言っているんですよ。その発注した内容が変更を、この間の全協でお聞きしましたが、管理者に施設整備課から報告があったときに、その段階でこれはまずいから違うことで検討しろって、管理者の中で話しちゃったという事実はわかったわけですけど、それはしょうがないにしても、事務局としてなんで議会に報告がなかったのかというのをちゃんと、きちっと明確にしないとだめですよ。その上で私らは、議会で1回その方向で承認を得たものに対して、勝手に検討を始める自体おかしいんですよと言っているんですよ。分かります。やっぱり承認を得たものに対して変更をしたら議会に説明をして、改め

てその了解を得たうえで審議を進めるのが議会であって、そんなこと必要ないと言ったら議会必要ないじゃないですか。管理者同士でやればいいだけの話になっちゃうじゃないですか。それを今の報告書を聞くと、さきほどの局長の内容を聞くところによると、いまだ方針を変えたことを、了解をもらわないまま検討を進めちゃって良いのかという問題ですよ。これ議長、申し訳ないけど、議会をないがしろにされている状態ですよ。私がもし間違っていることあれば議長からご指示を受ければ、私はそれを訂正いたします。しかしながら、私の長い経験の中で、これは議会を、怠った議案の可決内容のことを進めているとしか言いようがない。それから申し訳ない、局長は、いなかったから分からないでしょうけど、当時約16億円というものが出ていて、それが甘かったって、そんなのね、申し訳ないけど、施設整備課がこれ出しているわけですよ。ちゃんと謝罪すればいいじゃないですか。申し訳ないけど、どうやってやったか知らないけど。結局、言葉悪いけど、どんぶり勘定だよ。だって16億が60億なんて完全な、やり方も変わっているにもかかわらずですよ。その時点で、そういう話があればいいんだけど。結局、後出しじゃんけんじゃないですか。どんどん、どんどん事業は進めなければしょうがないと始めたものの、後になってから、これも出ました、あれも出ました、これも承認くださいって、そんな議会、議会ですからね、ありえませんよ、これ。この16億円の見込が甘かったと、施設整備課がちゃんと謝罪すべきですよ、これ。だから、そういう形があったんで、改めて申し訳ないけど議会にご審議をいただいて、中継施設の方針を転換していただきたいって、お諮りしないとまずいんじゃないですか、これ。議会なしでやるんだったら、勝手に管理者と施設整備課と総務と全部でやればいいじゃないですか。そんなこと許されませんよ、これ。で、我々は各議会へ持ち帰って報告義務があるわけですよ。それもできないまま進んじゃって、我々の各市に持ち帰った承認も得ないまま、勝手に上で進んじゃっているってことになっちゃいますよね。そうなりませんか、局長。で、その3点目の議会報告の件に関しても、もうこれで検討進めていますと。さきほど来、各市の内容も見ましたが、この2枚目の内容すらだってですね、我々各市の議会に説明も何も

ないでしょ、誰も知らないでしょ、こんなの。じゃあ管理者だけでやっているんですか、これも。これ、まずいでしょ、どう考えても。この紙自体、初めて見ましたし、整備内容が勝手になんか知らないけど、うちは令和4年、で15億。じゃあ15億ってこれ、誰が出したの。責任者、誰ですかこれ、分からないでしょ。だって我々、匝瑳市議会でこんなことの方針すら聞いてないですよ。うちの太田副管理者に言ったのかもしれないけども、そんな説明なんて市長からも何もないですよ、我々は。私はね、報告があると聞いたから、今回は前回の見ていた報告がだめになりましたから、今後方針計画を変えますっていうことで報告を受けるのかなと思ったら、より具体的な内容になっちゃっているわけですよ。違いますか。だからそれおかしいと言っているんですよ。今日は報告を受けた上で、じゃあ今後どうするか協議する、全協開いて協議してこういう方針を立てましょうと、各市持ち帰ってください、それがこうなりました。こうなったから、じゃあ議会で改めて議決を諮って方針変えましょうというんだったら良いですよ。総額の中でスタートしているわけですから、それのでっぱりひっぱり多少あったにしてもですね、そこをきちんと精査してなきゃならない。後で申し上げようと思っていましたけども、関連することによる、この負担割合もまだ決まってないわけじゃないですか。変えよう変えようと、みんな努力しているにもかかわらず変わらない状況の中で、こういう方針が勝手に変わるって、これ方針変換ですよ。これは良くないと思うんですよ。私、議長、間違っていないと思うんですけども。本当にやっぱりきちっとですね、答えていただかないと。この報告が、報告から方針転換までいっちゃっているようなことになっているんですよ。本来なら報告というのは、ちょっと前の方針がだめになりました、その内容はこういうことですと。その上で改めて協議をお願いしたいということであれば議会として成立しますけども。今回言っているのは、もうこういう方針で進めようと思えますってなっちゃっているわけですよ。そこちょっと確認をお願いしたいと思います。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 今、お話がございました、まず基本計画で16億と言

っていた金額が基本設計において約60億ということで、非常に金額が大きくなったことに関しまして、確かに施設整備課の方で、この基本計画、基本設計と行っておりまして、内容の検討が不十分だったことについてはお詫びさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 荻谷議員の方から、中継施設整備方針についてのことで、いろいろ質問があったわけでありましてけれども、今日はあくまでこの整備方針は決定ということではなくて、皆さん方に報告をして、これでいいでしょうかというような、今後の方針ということの中で提案した計画のとおりやっても良いかということの資料だと私は認識しているところでありますので、今日、改めてこの資料を見ながらもっといい方法があるといいますか、そういった部分があれば提案していただければ、そういうふうに思っているところでありますので、今日のこの議会の中でなくても、これから2月の定例会がありますので、方針の方をきちっとしたものを作り上げて、今後の中継施設を整備していきたいと、そのように思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 管理者がそういう認識であれば私も良いんですけど、先ほどの報告の内容は、あくまでこういう方針で行きますという表現があったと思います。私は間違ったこと言ってないと思います。それでですね、やっぱりこの方針、明智管理者、副管理者の太田、越川副管理者も分かっているとおり、各市によって事情が違うわけですよ。ですから、こういうことであれば各市に持ち帰って、やっぱり各市の議会それから担当と良く話をして、それを1回フィードバックして持ち帰って全協の中でどうするかと揉んでもらってですね、それで施設方針計画を変えたという議決をきちっと採っていかないと、まずいと思いますので、まあ最後になりますけれども、もう3回ですから、その点、管理者、そういう方針でよろしいかどうかの確認だけお願いします。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 今、荻谷議員からお話がありましたように、この整備方針はあくまで提案ということできせていただき、これから東広の議員の皆様、それぞれ自分の方の議会に協議をしていただきながら、これで行って良いのかということの承諾をもらって、この議会にまた改めて2月の定例会、皆様方と整備方針について決定をしていきたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） 会議の途中でありますけども、10時55分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

---

午前10時55分 再開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。質疑に入らせていただきます。他に質疑のある方お願いします。

木内欽市議員。

○4番（木内欽市君） ただ今、荻谷議員さんの方からもございましたけども、私の方も帰って説明しなければならないので、皆さん方、すでに何度かして、重複するところもあろうかと思いますが、初めてなものでよろしくお願いします。まず2ページ目の簡易中継施設、旭市の5,430万ですが、運搬経費が大体になろうかと思いますが具体的にお示しをいただきたいと思います。それと3ページ目の16億円から60億円。当初はダイオキシンの除去工事を含まない、これを今度含むとか、こうなりませんが、おおざっぱで結構ですからこれの内訳を、増えた内訳をお示してください。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず管理運営費の旭市の簡易中継施設の5,430万の件ですけども、この事業費に関しては令和3年度の予算に計上させていただく予定

にしておりますので、詳しい内容については、また定例会の前に説明させていただきたいと思うんですが、ここに係る費用としましては、ここに書いてあるとおり、中継施設から野尻の広域のごみ処理施設までの運搬費であったりとか、今の既存施設に集まってきたごみをそこで仕分けしていただく費用等、そういう費用がすべて合わせて金額として5,430万というふうに計上しております。次に参考資料の方の基本計画の金額と基本設計の金額の大きな差ですけども、まず基本計画の方で16億と言っているのは既存施設の施設全体を撤去しないということで、建物の中の機械設備だったりとか煙突の撤去費を見ているのが基本計画の内容になります。それに対して基本設計の方では建屋の部分全部であったりとか、建屋の下の基礎の杭の撤去、またダイオキシンの除去工事の分ということで、撤去費用で金額が大きく変わっていると。加えてまして中継施設の方も初めは既存施設の中にですね、改造して設置する計画でしたが、基本設計の方では中継施設自体、新たに建物を建設するというで費用が大きく変わっているということでございます。金額の内訳につきましては、今手元に資料ございませんので改めて、また説明させていただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 木内欽市議員。

○4番（木内欽市君） 手元に資料が無いって、ここで言うておいて、おおざっぱで分からないの。そのぐらい分からなきゃしょうがないでしょ。また集まるの、これ。私ら地元に戻って、聞いたけど手元に資料ないってそんな答えできませんよ。おおざっぱで良いですよ、おおざっぱで。例えば2番目のね、選別の経費が500万だとか、運搬の経費が5千万だとかって、おおざっぱで良いんですよ。3ページのこれもそうですよ。建屋の解体工事がいくら、だってこんな60億で出ているのには、それでやっただけあるんでしょ。ぴったり合わなくたっていいですよ別に。そこを聞きたいんです。提案しといて。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 旭の中継施設に係る委託料で見込んである費用としましては、搬入されたごみの仕分け等に約1,200万、あとは積み替えの運搬費が約

2, 400万ぐらいですね。それと光熱水費で約400万ぐらい、大きな予算としてはそういうものになります。60億は3市施設の合計の金額なんですが、旭市の分で言いますと撤去工事分が約10億です。中継施設の整備分が約11億ぐらいの金額になっております。撤去の工事の内では言いますと、ダイオキシンを含む安全対策の費用、これが約2億3千万ぐらい、あとは焼却施設の解体、焼却棟というか煙突の解体が約1億8千万ぐらい、というところが大きな工事費になっています。あと中継施設の整備分、旭市の分では言いますと機械設備の工事が約2億9千万ぐらいですね。あとは建物等の全体の工事費が6億4千万ぐらい。

○議長（岩井文男君） 木内議員。

○4番（木内欽市君） すいません、ですからあの、2ページ目。200万の2, 400万の400万で3千万ですよ、あとだから2, 400万ぐらいが足りませんが、これはどういうことでしょうかね。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） すいません。もう一度、ごみの積み替え運搬が2, 400万と入ってきたごみの仕分けで1, 200万、それと光熱費400万とそれ以外に修繕費とか細かいのが色々ありまして全体の金額になっております。

○4番（木内欽市君） はい、分かりました。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑ありませんか。

浅野議員。

○9番（浅野勝義君） さきほどの休憩中に宮内課長にお願いしましたが、今回の報告書に出ている数字、これの内訳ですね、詳細な内訳をひとつ私どものほうに明示して訂正していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 今、ご依頼がありました資料につきましては、後ほど送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○事務局長（樋口恒一君） 今、こちらにちょっとありませんので、できるだけ早くご用意させていただいて、ご送付させていただければと思います。

○議長（岩井文男君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 郵送ですか、それとも。期日はいつごろまでに。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 今週にも用意させていただきまして、郵送にて各議員様宛にお送りさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑ありませんか。

鎌倉議員。

○2番（鎌倉金君） 越川副管理者にお尋ねしますが、この別紙の整備方針、銚子市に関して令和3年度の運営状況等を踏まえ、最終的な整備方針を決定するとありますが、これは既存設備を中継施設としては使わず、新焼却場のみで稼働したという前提ですよ。それで市民に多大な不便があるかどうかよく見て、決定するとありますが、これはいつごろ整備方針を決定するのかお尋ねします。もう一点、参考資料のほうの16億が60億になった話なんですけど、銚子市の場合には全然予算、さきほどの資料からすると、とりあえず足りないみたいな感じなんですけど、この60億の中には銚子市の中継施設の整備費用も入っているんですか。ちょっと不鮮明なんで。ご回答よろしく願いします。

○議長（岩井文男君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 銚子市の整備方針をいつごろ決定するのかということですが、けれども、市民の利便性それから地元の車の台数の状況で地元住民の受け止め方もあると思いますので、その辺を勘案して銚子市としての考え方を首長会、正副管理者会に諮りまして、遅くとも令和3年度中ですので、その辺にまずはご提案をさせていただいて、正副管理者会議の中で整備方針のほうを決定していくという流れになるというふうに考えておりますので、3市の協議の中で決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 60億の費用の中に銚子市分が入っているかというご質問でしたが、銚子市分も含まれておりまして、撤去と中継施設整備合わせて約22億が銚子市分となります。

○議長（岩井文男君） 鎌倉議員。

○2番（鎌倉金君） 今、越川副管理者のご答弁だと、いつごろまでに決めるのかということに関しては全く触れてないんですが、回答よろしくお願ひいたします。それと22億、銚子市に関して掛かるということですが、60億の内の22億が銚子市の分ですよというご説明をいただきました。これは既存設備を撤去するというところで、理解でよろしいですか。以上、2点お願ひします。

○議長（岩井文男君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 3首長協議の中で令和3年度中には決定していくということとを3首長の中で決定していきたいというふうに考えております。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 越川副管理者のほうから話がありましたけれども、さきほど来、やはり議会ということもありますので、正副管理者では整備方針の方針について協議をして議会にかけるといふうなことにしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 22億に撤去費が含まれているかどうかというお話でしたけれども、まず基本設計で60億っていう金額で出てきた概算額の中には、銚子市の施設の撤去の分と中継施設の整備の分と両方組んだ金額で22億ということでございます。

○議長（岩井文男君） 鎌倉議員。

○2番（鎌倉金君） 中継設備を作るかどうかは銚子市の問題なので、3首長会議も大事だとは思ひんですが、あくまで大事なのは越川副管理者がどう思ひかということだ

と思うんですけど、その辺の見解をお尋ねします。

○議長（岩井文男君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） あくまで整備というのは組合の事業でございますので、銚子市としての意見を首長会の中で申し上げて、最終的には議会にきちんと諮って決定をしていくという流れになると思っております。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑ありませんか。

島田議員。

○6番（島田和雄君） 既存施設の撤去に大金が掛かるということで今回、だいぶ方針が変更されたわけでありますけども、この既存施設の撤去につきましては、匝瑳市におかれましては中継施設といった施設整備の中で15億円と数字が出されてきておりますけども。そのほか銚子市、旭市についてはどのようなお考えなのか、お伺いします。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 旭市の場合には、今のごみ焼却場の全部を撤去するというのは今のところ考えていませんので、とりあえず広域のごみ焼却場に持って行けるだけの中継、家庭内ごみが旭は搬入されますので、それを中継施設からごみ焼却場まで持って行くための場所にしたいというような考えで、今の建屋とか煙突とか、そういった部分の取り壊しについては、今のところは先送りしたいと考えておりますけども、これも撤去をいつかはしなけりやなりませんので、広域の事業でありますので中継施設の撤去ということになれば、やはり3市で歩調を合わせながらやっていく必要があるんじゃないかなと、今のところはそういう考えでいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩井文男君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 明智管理者と同じ考えでございますして、令和3年度中の運営状況を見て簡易施設を整備することになった場合には、そこを簡易中継施設として使うというところでございます。また必要ないという場合には先送りというこ

とで考えております。

○議長（岩井文男君） 島田議員。

○6番（島田和雄君） 今の施設については先送りといったような両市の市長さんの答弁でありましたけども、先送りと言いながらも、いずれこれは撤去しなければならないことになるんじゃないかなと思いますけども、そういった中で費用の負担がどうなるのかというのがちょっと心配されるんですよ。東広でこれをすべて負担していただけるのか、その辺なんですけども。3市でその辺のお話されているのかどうか。それぞれの市で負担して撤去するのか、東広でやるのか。その辺なんですけども。その辺いかがでしょうか。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） この問題は以前から、すべての事業は組合でやるということですので、広域のごみ焼却場へ集めるための中継施設でありますので事業としては一緒だと認識しております。東広のほうで負担割合に沿って支出していきたい。その時期をいつにするかという部分は各市の判断だと思いますけども、費用については東広で、負担割合で負担してもらおうということにしていかなければというような思いでございますのでよろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） 島田議員。

○6番（島田和雄君） そうしますと近い将来、これまでの試算を見ますと約60億円ですか、くらいのお金が掛かるということでもありますけども、それについて東広で負担していただけるということで良いわけですね。どういった方法で撤去するのが一番安くできるのかということの中で、いろいろ考えられると思いますけども、これらについては各市でやった場合と東広でやった場合と、国の補助金ですか、そういうので違いが、その辺については有利な方法でやっていただいたほうが良いんじゃないかなと私は考えておりますので、その辺、検討よろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑ありますか。

佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） ご苦労様です。今、島田議員とかいろいろ質問ありましたけど、ちょっと確認なんですけど、去年の10月23日の資料で中継施設整備協議経過に伴う経費対比表というのが出ていますよね。これ後で木内議員にも渡していただきたいと思うんですけど、さきほどの質問の回答になると思うんですけどね。ここに基本計画で16億、基本設計で60億って。これが3枚目ですかね。その後に令和2年3月に組合正副管理者会議、4月にもう行われています。それで3月では合計41億、4月では30億になっているわけですよ。だからタイムスケジュールというかね、最終的には基本設計でやるという考えで良いんですかね。とりあえずは2ページ目、銚子市さん当初11億と考えていましたけど、鎌倉議員から質問ありました、今回は出ていませんという話ですよ。旭市でも、私も煙突、あのままにしておいてもらっては困るので、申し上げたかと思うんですけど、最終的には今の段階でこの基本設計どおり60億でいきたいと、当面はこの2ページ目、来年度の令和3年度の予算に入ると言っていましたけど、来年はこれでいくというような意に取って良いんですかね。それともう一点、平成31年の基本設計の中で、施設の老朽化が著しく長期利用は困難であり、数年後に更新が必要になってくる、数年後というのはどのくらいなんですか。できるだけね、今の施設を利用して、新しく建てるにしても後から建てれば長持ちするわけで、今の施設をできるだけ使って行くというのが、やっぱり安くする一つの方法だと思うんですよ。数年後に更新が必要になると書いてあるんですけど、数年って何年なんですか。それによっては、例えば旭で5年後にだめだっていう話になれば5年後に壊さなければ、やり直さなきゃいかんでしょ。10年持つのか、あるいは15年持つのか。15年持つんであれば15年先でもいいわけですよ。その辺をはっきりしてもらいたい。タイムスケジュールをね。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 今、佐久間議員から旭の施設について中心で質問があるというような中で回答したいと思いますが、旭の中継施設について既存施設を利用するという事は、今考えておりません。今建っている建屋を使うということは考えて

おりませんで、空き地の部分に集積をして、そこで積み替えをしてごみ焼却場まで持って行くということで。今の建屋を使うということではありませんので、この数年、老朽化ということも、数年ということも考えなくて良いのではないかなど。その建屋の撤去だけのことについては、工事費は流動すると思います。年とともにいろんな部分で、社会情勢とか経済情勢も違ってくると思いますので、壊す時期、まあ議会の皆さん方と正副管理者の中で相談をしながら、いい時期にいい方法で安くできるような方法を考えながら撤去の方については計画を立ててやって行きたいと、そのように思っているところでありますので。旭の方については既存の施設は使いませんので、老朽化してもトンネルが崩れ落ちるということになったら危険ですので、それはそれ以前にやんなきゃなんないと思いますけども、そういう状況でありますので、よろしくお願いをしたいと思います

○議長（岩井文男君） 佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） 基本設計で60億掛かると。で、あまり掛かり過ぎたという話で管理者同士でお話して40億、30億って下げてきたという努力は、私非常に感じるんですよ。ただ、いつかはやんなきゃならないんだという話で。そうすると基本設計どおりに一応目的は置いておいて、できるだけ長く利用して安くやると。まだ4月以降これの打ち合わせはないんでしょ。その辺、そういう方針でお願いしてやっていただいと私は思っています。ただ4月以降にこの変更はないんですね。それとやっぱり、まあいいや、時間の話はいいや。とりあえずそれでいいです。その辺をちょっとお聞かせしてもらって。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 4月以降につきましては、組合のほうで大型のパッカー車を今、準備しておきまして、それを旭市と匠瑤市の既存のごみ処理施設内に置かせていただいて、市民のごみを受け入れて新しい広域のごみ処理施設まで運搬するというふうに考えておりますので、今、4月以降に使う施設としましてはごみの計量器、台貫ですね、そういうところは使わせていただくんですが、それ以外の建屋というか、

その部分は使わずに運用できるのかなというふうに考えております。

○議長（岩井文男君） 佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） 確認だけです。毎回そうなんですが、新たに基本計画から基本設計に変わった、新たにこういったことが出てきたと、でお金増えるわけですよ。だからその辺ね、もうこれからは、そういうことのないようにしてもらいたいなど。それだけちょっと確認お願いします。よろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑ありますか。

石上議員。

○3番（石上允康君） それでは2点ばかりお伺いします。今、このですね60億の話と併せて、こういったことの支出に対して国の補助、あるいは震災復興交付金とかですね、そういうものが対象になるのか。今の時点で結構ですので、何かそういった制度の中でできるのかどうかということをもまず1点。それともう一つですね、この別紙の表の中でそれぞれ中継施設、例えば旭市さんが840万円とかというのは、この銚子市が点々となっておりますが、この部分の意味合いはどういうことなのか、その2点だけお伺いします。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず今回の中継施設整備に係る国の交付金等の関係ですけれども、既存のごみ処理施設を利用してその場所に中継施設を整備する場合、これは循環型の交付金ですね、環境省の交付金が使えることになっていまして、交付対象事業費に対して3分の1が補助されるというふうになっています。別紙の銚子市のところの事業費がないのは、今現在、簡易の中継施設であったり、中継施設の整備については決定していないということで事業費、空欄にさせていただいております。

○議長（岩井文男君） 良いですか。ほかに質疑ありますか。

石田議員。

○7番（石田勝一君） 今、石上議員さんの質問に関連してですけどね、補助金が今、3分の1出ると言いましたよね。そうしますとこの60億の内の3分の1出て、残り

を組合で負担すると、こういう意味で取って良いですか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 交付金の対象と対象外という事業費がありまして、以前お配りさせていただいた60億の内、あくまでこれは概算の試算した金額です。その中で、この当時、基本設計をまとめている当時の交付対象額としては約18億ぐらいが対象になりますので、40億ちょっとが対象外というふうに見込んでおります。18億が対象額なので、交付金としては約6億ぐらいと。3分の1になりますので、交付金としては約6億ぐらいと見込んでいます。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑はありますか。なければ報告第1号については終了とさせていただきます。次に議案第1号の補足説明を求めます。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは議案第1号、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。本条例については、東総地区広域市町村圏事務組合が設置いたします一般廃棄物処理施設等につきまして、設置及び管理に関して定めるものでございます。こちらにつきましては、令和2年9月の定例議会におきまして、一度提案をさせていただいておりましたが、匝瑳市に設置予定であります中継施設につきまして近隣住民との合意形成が、その当時まだできていないということで取り下げたものでございます。こちらにつきましては現在、今現在ですが、近隣住民との中継施設の設置については、合意をいただいておりますので、今回上程させていただいております。まず条例の第2条をご覧ください。こちらは設置に関して規定しております。当組合の規約第3条に定める構成市から排出されます、一般廃棄物の再生及び処分を目的といたしまして焼却施設として東総地区クリーンセンターを銚子市野尻町に設置いたします。東総地区広域最終処分場を銚子市森戸町に設置いたします。合計2か所の一般廃棄物処理施設を設置するというものになっております。

本来は、この表に旭の中継施設と匝瑳市の中継施設が入る予定でございますけども、

ただ今、匝瑳の中継施設につきまして、設置予定地の匝瑳市ほか二町環境衛生組合から、こちらの方の組合での協議がまだすべて整っていないということで、設置管理条例から中継施設を外した状態にしてほしいという要請がございましたので、今回除いております。環境衛生組合の方では、2月の中旬までに協議が整うということでありますので当組合といたしましては、2月25日に開催予定であります3月の組合定例議会におきまして、設置管理条例の一部を改正する条例を提案させていただきます、中継施設をこちらの表に追加する予定でございます。

続きまして条例の第3条をご覧ください。こちらは管理に関する規定でございます。管理者は、設置の目的を効果的に達成できるよう施設を適正に管理しなければならないというふうに規定しております。

第4条につきましては委任規定となっております、条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定めることとしております。本条例の施行日は令和3年4月1日でございます。以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。質疑はありませんか。

荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 地元の森戸の了解を得ているから、最終処分場の設置をすることはいいいんですけども、この間、私、先週、ちょっと回ってきましたけども、どうも4月1日に施行するまでに工事が終わらない状況であると思っておりますけども、その工期が遅れることの報告がないと思っておりますけども、いかがなものかなと。その辺をどういうふうに調整しているのか、まずご説明いただきたいと思っております。次にさきほど4条で、この条例に必要な事項は管理者が別途定めるとありますよね、条例提案をするのであれば、その補足資料として別途定める内容を配付すべきじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井文男君） 宮内施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 処分場の建設工事の工期の関係ですが、今、事業者と

工期の延期の期間につきまして、協議をさせていただいております、この件については協議が整いしだい、組合議会に報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） こちらの第4条の委任規定のところでございますが、管理者が別に定める内容については、現在特に予定しているものはございませんが、仮にもし必要になった場合については、別に定めるということで、この条項を入れております。以上でございます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 最初に4条のことなんですが、じゃあ、それは今の時点でありませんかと説明すればいいじゃないですか。定めることになっているから、定める内容があるという解釈になっちゃいますよ。そこは、ないということは良いんですけども、例えばこれ、管理者が別に定める事項として考えられることは何なのか、一応お答えください。我々この条例を精査しているものじゃありませんから。それはお願いします。工期が遅れることを調整していますって、もう工期は遅れるんだか、遅れないんだか、はっきりしてくれと言っているんですよ。今の時点でね、遅れないというんで、ずうっと遅れないと言い切ったままなんですからね。それを調整していますってことは、遅れるのを前提に調整をしているんじゃないですか。はっきり明確にしたほうがいいんじゃないですか。なんであと2か月足らずもない中で、まだ工期が遅れることを認めないわけですか。お答えください。

○議長（岩井文男君） 宮内施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 今、事業者と協議しているのは、工期を延期する期間について協議をさせていただいております・・・

（発言する者あり）

○施設整備課長（宮内雄治君） 今まで3月末の工期に間に合うように努力していただいていると、工期を短縮するように工事を進めていただいているというふうに説明さ

せていただいておりますが、今現在は工期が間に合わないということで延期に向けて協議を進めているところでございます。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 第4条の管理者が別に定めるものについて、どのようなものを想定しているかということでございますが、大変申し訳ありませんが、現在こちらにつきまして特に定めるものについては、想定はしておりません。以上でございます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 今、あえて質問して分かったわけですが、工期遅れを今になって認めるということは、施設整備課に責任あるわけですね。間に合わせるようお願いしていると、ずうっとさんざん言っていたわけですよ。どう考えたって間に合うわけない。漏れ伝わるところによると、契約の工期は1か月にして、工事は6月くらいまでやってもらってもいいかくらいの話をしているという話も、私のところに漏れ伝わっているわけですよ。だからね、もう工期は遅れますと、施設整備課として管理やっていたんですけど、申し訳ありませんでしたと、やっぱりきちっとこれ謝罪すべきじゃないですか。さんざん私何回も言いましたよね、議長も分かっているとおおり。工期遅れるんじゃないか、遅れるんじゃないかって、遅れるなら遅れるでやり方があるだろうと。中間になって遅れても補助金はもらえるようですということがあって、心配の念があるから我々言っていたわけですが、ここまで来ているんだったら、もう明確に、本来これ上程する時点で工期が遅れますと、施設整備課としては、きちっと謝罪すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（岩井文男君） 宮内整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 今まで繰り返しご説明していたとおりで、3月末の工期に間に合うように、なんとか努力していただきたいということで、事業者をお願いしていましたが、実際には工期が間に合わないということで報告が遅れまして申し訳ありませんでした。今、工期の延期期間について、最終的に事業者と協議をしてい

るところで、その内容につきましては変更契約が必要になりますので、また組合議会で説明させていただいた上で、契約変更の議案について議決をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） 質疑なしと認めます。次に議案第2号の補足説明を求めます。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは議案第2号、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、ご説明いたします。説明につきましては、本日お配りいたしましたA4の縦長の資料の東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例説明資料の方でご説明させていただきますので、こちらの資料のほうをご覧ください。本条例は、当組合が令和3年4月1日から一般廃棄物の処理に関する事業を実施することに伴いまして、廃棄物の再生及び処分並びに処理手数料、その他必要な事項を定めるものでございます。本条例案につきましても、令和2年9月の定例議会におきまして一度提案をさせていただいておりましたが、内容の精査が不足しているという理由で取り下げたものでありまして、今回修正をいたしまして再度提案するものでございます。それでは資料の方をご覧ください。なお、説明におきまして、取り下げをいたしました条例案を当初の条例案、今回の修正をしました条例案を今回の条例案というような言葉を使って表現させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、条例案の第1条から第3条までは、当初の条例案と内容の変更はございません。まず、1ページの第1条をご覧ください。本条につきましては銚子市、旭市、匝瑳市の3市共同のごみ処理広域化推進事業に伴いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律とその他別に定めるもの以外で、当組合が設置する施設で実施します廃棄物の再生及び処分等に関する事項を定めることが、この条例の趣旨であることを条文中で示しております。続いて下の2条については、用語については法律で使用する用語の

例によるということでお定めしております。

続いて2ページをお開きください。第3条ですが、第3条は一般廃棄物処理計画の規定でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条第1項で市町村の義務とされております一般廃棄物処理計画を定めたとき、あるいは重要な変更を生じたときについては、公表するということを示しております。各関係市においても一般廃棄物処理計画が定められますが、当組合の計画は関係市の計画と整合、集約を図りまして、策定することとなります。

続いて3ページをご覧ください。第4条ですが、第4条は一般廃棄物を搬入できる者について明確に示すために、今回の条例案で新たに追加したものでございます。条文を読み上げますと、第4条、組合の施設に一般廃棄物を搬入できる者は次に掲げる者とする。1、銚子市、旭市及び匝瑳市、以下関係市という、の直営及び委託により一般廃棄物の収集運搬をする者。2、一般廃棄物の収集運搬を業とするもので関係市の長の許可を受けた者。3、関係市の区域で排出された一般廃棄物を直接搬入する者。本条は、当組合が設置する施設に一般廃棄物を搬入できる者について、各関係市からステーション収集運搬業務を受託している事業者、あるいは関係市から収集運搬業の許可を受けている事業者、また、関係市の区域で排出された一般廃棄物を直接搬入する市民や事業者を対象とすることを示しております。

続いて第5条ですが、第5条は一般廃棄物の受け入れの基準遵守等の規定でございますが、当初の条例案では、この規定については規則のほうで委任してございまして、規則で内容のほうを定めておりましたが、今回の条例案では、規則に委任するというのではなく、すべて条例で定めるようにしております。内容については当初の条例案の規則の内容と変更点はございません。第5条を読み上げますと、組合の施設に一般廃棄物を搬入する者は、次に掲げる受け入れ基準に従わなければならない。1、関係市の区域で排出された一般廃棄物であって、適正に処理することが困難なものとして管理者が指定したものでないこと。2、関係市及び組合の一般廃棄物処理計画に従い適正に分別すること。3、組合の施設における処理に支障が生じない形状又は寸法

にする等必要な措置を講ずること。4、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器が含まれていないこと。5、前各号に掲げるもののほか、搬入に際し管理者の指示に従うこと。第2項、管理者は、一般廃棄物を搬入しようとする者が前項の基準に従わない場合は、その一般廃棄物の受け入れを拒否することができる、としてあります。本条は、このように当組合が設置する施設に搬入する廃棄物に係る受け入れ基準を示しております。さらに細かい、詳細なものにつきましては、各関係市におきまして、ごみの出し方、仕分けの仕方あるいは、ごみ品目別一覧表というものを配布いたしまして、市民周知が図られる予定となっております。

続いて4ページをお開きください。第6条ですが、第6条は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に関する規定でございます。こちら当初の条例案では、規定の大部分を規則に委任して、併せ産廃として処理できる産業廃棄物の種類を規則で定めておりましたが、今回の条例案では規則に委任はせず、さらに内容に修正を加えまして、すべて条例内に定めるようにしております。条文を読み上げますと、第6条、組合が法第11条第2項の規定により一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物(法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物は除く。)は、当該産業廃棄物の処理が一般廃棄物の処理又は組合の施設の機能に支障のない範囲内において、一般廃棄物処理施設の目的外使用について環境大臣が定める要件を満たしたものとする。第2項、管理者は前項の規定により産業廃棄物を処理する場合においては、議会の議決を経るものとする、としています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項ですが、こちらでは市町村は、一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理することができることと規定されております。本条は、当組合の設置する施設において処理することができる産業廃棄物について、本来の目的である一般廃棄物の処理や、また施設の機能に支障がない範囲内で、さらに施設の目的外使用について環境大臣が定める要件を満たしたものとするということを示しております。また、第2項では第1項の条件を満たした上で、産業廃棄物を処理する場合につきましては、当組合議会の議決を経ることを定

めております。

続いて、5ページをご覧ください。第7条ですが、第7条は一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準について明確に示すために、今回の条例案で新たに追加したものでございます。第7条、組合が一般廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。）を組合以外の者に委託する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。1、受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。2、受託者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。3、受託者が自ら又は非常災害時において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の6で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。4、一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、組合において処分又は再生の場所及び方法を指定すること、としております。本条は、当組合が一般廃棄物の運搬や処分を民間事業者等に委託する場合の基準を示しております。各号に示した事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令第4条において定められておりますが、受託者に対する内容をより明確化するために今回、本条例に示しているものでございます。

続いて6ページをお開きください。第8条ですが、第8条は一般廃棄物処理手数料について規定するものであります。内容につきましては、当初の条例案からの修正はございませんが、手数料の徴収方法については、規則に委任していたものを今回の条例案では条例のほうに規定しています。第8条、管理者は、一般廃棄物の搬入時に当該廃棄物の搬入をした者から、別表に定める手数料を徴収する。第2項、前項の規定による手数料の徴収方法は、現金又は納入通知書によるものとする、としております。本条は、当組合が設置する施設へ一般廃棄物を搬入した者から手数料を徴収することを定めて、徴収する手数料の額につきましては、本条例の別表に掲げること示しております。また、第2項では、手数料の徴収方法を示しております。なお、指定ごみの袋に係る手数料につきましては、各関係市の条例において定めております。手数料

の別表については条例の一番後ろに記載してありますが、同じ内容のものが、こちら資料の6ページの中ほどに載せてありますので、こちらで説明いたします。まず取扱区分として、一般家庭から排出されるごみで自ら組合の施設に搬入した場合は、10キログラムにつき100円。事業所から排出されるごみで自ら組合の施設に搬入した場合は、10キログラムにつき200円。関係市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が組合の施設に搬入した場合は、10キログラムにつき200円。犬猫等の小動物の死体を自ら組合の施設に搬入した場合、ペットに限りますが、1頭につき500円としております。

次に6ページの下第9条をご覧ください。第9条は、一般廃棄物処理手数料の減免について規定しております。本条は地震、風水害等の天災や火災等による被害等の特別な事情によって廃棄物が発生して、その被害を被った市民等が当組合施設に廃棄物を搬入する場合に、その処理手数料を減免又は免除できることを示しております。

続いて7ページをご覧ください。第10条ですが、第10条は、技術管理者の資格の規定でありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第21条第1項では、一般廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるために、技術管理者を置かなければならないということが定められております。本条は、その技術管理者の資格につきまして環境省令に基づき示しております。

続いて第11条でございますが、第11条は委任規定となっております、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が別に定めることとしております。以上、本条例の施行日は、令和3年4月1日でございます。以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（岩井文男君） この際、12時まで休憩いたします。12時に再開します。

午前11時57分 休 憩

---

午後0時00分 再 開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。第2号議案の質疑を許します。

荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 非常によく精査されて、まあ前回のことを考えれば良くできたなと思っています。ただちょっと確認をしたいと思うんですけど、まだまだちょっと精査に足りない部分があると思うんですが、これに関しては随時、4月から運用開始して、例えば最終処分場についての明記は設置条例しか、今、1号で出たようにしかありません。その運営規則とかそういう細かいことがまだありません。そういうことについても今後随時、この議会の中で、臨時議会でも提案して条例改正をしていただけるという解釈でいいのかどうか確認一つと、それから本来であれば負担割合の件を決めなきゃならないんですよ、同時に。どうも今の状況見ますと、今までの経緯上、止まったままになっちゃっているということであると私、思います。そこで今の件2点、管理者に確認をしたいんですけど、条例に関しては今後、随時、問題発生したら変えていくということの確認ともう1点、負担割合についてはですね、せっかく今日、管理者も皆さん集まっていたいただいているんですから、何等か進展するような内容をですね、協議してもらわないとしょうがないと思うんですよ。その点の2点、管理者という立場で、議案に対する反対はしませんので、よろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 議案第2号の条例制定について、必要な条例が発生した場合には条例に追加していくのかということでもありますけれども、それはやはり広域のごみ焼却場の中で、今すべてが完璧な条例が作れるというような部分がないと思いますので、必要なことがあれば条例に加えて議会の承認をもらいたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。2番目の負担割合の件でありますけれども、各3市の環境課中心の関連した課長さん方が集まって何回も協議をして調整をしていただいているところでありますけれども、副市長会議もその中に加えろと

というような部分も事務局のほうに指示しまして、副市長会議もやりましたけれども、やはり正副管理者である程度の方向性が出ないところには、事務サイドでいくら検討しても結論は出ない、方針は出ないという思いで今いるところでありますので、4月1日から広域ごみの焼却場、最終処分場がスタートするわけでありますので、そのことについては正副管理者で改めて今までの経緯、事務局サイドの経緯をよく聞きながら正副管理者会議で方向付けをしていきたいなあと、そのような思いでいるところでありますけれども、正副管理者でも意見の一致を見ないということも考えられますけど、そうしたときには議会に諮るといようなことも考えて、これから2月定例会前の全員協議会くらいを目標にしながら正副管理者で話し合っていきたいと、そのように思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 2点、前向きなお答えをいただいたと思っております。ともかくこの場でせつかく集まる機会も、なかなか3首長さん難しいと思いますので、まあちょっと時間押しているわけでありますけど、何らかの方向性を早く出していただけるようお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑ありませんか。

浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 4ページの第6条について、内容、法的な分野も含めてご説明いただいたと思います。私がちょっと懸念するのは、第2項では産業廃棄物を処理する場合には、当組合議会の議決を経ることを定めている。組合が議決した場合にはどんなものでも燃せるのか。議決というのはね、皆さん議員の集まりでありますから分かると思いますけども、良いことも悪いことも数なんですよね。ですから、やはり良いものは良い、悪いものは悪いであって、その辺の規定をやはり明確にすべきじゃないかと思います。議会でありますから、議事録に残りますから。その辺の明確なご答弁をいただきます。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） ただ今の質問にお答えします。第6条につきましては基本的に国の基準等をクリアした場合、国の方で一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理できる基準については国の方で定めております。その基準をクリアした場合には、通常であればそのまま環境大臣の許可を受けるために申請をするという行為があるんですが、その前に組合議会のほうに内容の方を照会して議決をいただくというような手続きの流れになっております。以上でございます。

○9番（浅野勝義君） 意味不明。もう一度分かり易く、具体的に。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 失礼いたしました。まず一般廃棄物と併せて産業廃棄物を処理する場合につきましては、廃掃法の第11条の2項で処理することができるかと規定されております。ただし当組合で設置いたします焼却場につきましては、一般廃棄物の処理施設でございますので、その一般廃棄物の処理を行うという目的でもって、国のほうから交付金等の交付を受けております。そのような場合に一般廃棄物以外のものを焼却する場合は、環境省の方から交付金のほうをいただいておりますので目的外使用で良いのかということについて、あらかじめ定められた基準がございますので、その基準に従っているかどうかというのを照らし合わせまして、その基準に合致しているということであれば環境大臣の方に申請して許可をいただくというようなこととなります。そうすれば一般廃棄物の処理施設でもって、目的外使用が認められるということで焼却することができるということになります。ここではその前に組合議会の議決を経た上でそういう申請を行うというようなことを規定しているという内容でございます。以上でございます。

○議長（岩井文男君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 大体のところ、分かりました。そうしますとこれ確認なんですが、環境大臣ですか、環境大臣が定める要件を満たしたものでなければならないということですね。それでなおかつ議会の議決を必要だということですね。これ順序、どういう順序、申請をすると、議会が議決したものを申請するんだということですよ。

手順としてはそうなのかもしれませんが、やはり環境大臣が定める要件を満たしているということが一番重要だと思うんですよ。そうでないものを議会が認めれば焼却できると、処理できるというようにも取れるんですよ。その辺を明確に議事録に残したいと思います。ですから質問しているわけです。その辺を明確にお答えください。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） ただ今のご質問でございますが、基本的に一般廃棄物の処理施設で産業廃棄物を処理する場合につきましては、環境大臣の許可を得なければならないということになっております。ですので、まずこの環境大臣の許可に該当するような内容であるものでなければ環境大臣に申請するに値しないものということになります。ですので、まず環境大臣の許可を得られる条件を満たしたというのがまず一つの条件になりますので、この条件を満たさない場合につきましては当然受け入れることができないという形になります。受け入れる形になりましたら議会の方に議決を諮るというかたちになるということでございます。以上でございます。

○議長（岩井文男君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ありがとうございます。大体、分かりました。局長に再度お尋ねしますが、局長の思い当たるところですね、この辺の環境から見て環境大臣が定める要件を満たせないというものは、具体的にどのようなものがありますか。もし思いついた点がありましたら参考のためにお答えいただきたいと思います。この辺の地場産業を見てですね、環境大臣の要件に満たされていないと思うものがあれば何点でも良いですから、ひとつお尋ねさせていただきたいと思います。せっかくの機会ですので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） ただ今の質問でございますが、今、具体的にどのようなものかということにつきましては、特に頭に浮かぶものがないものでございますが、ただ条件としまして、基本的に一般廃棄物の施設で処理するというのであれば、一般廃棄物の処理に支障がないことという条件がございます。また基本的には産業廃棄物

をほかの民間処理業者が処理できないとか、そういうような通常の状態ではない場合が想定されておりますので、それまではこういったその産業廃棄物の処理については基本的には受け入れることがないというふうに考えております。現在のところ、具体的な内容というのは頭に浮かぶものは、申し訳ありませんがございません。以上でございます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 今の件なんですけど、ちょっとファジーになっちゃっているんですけど、環境省の基準では品目は定めてないわけですよね、はっきりいって。そこだと思っんですよ。そこがちょっと今あいまいな説明になっている。品目は定めてないけど基準要綱があつて、その基準要綱はまず満たさなきゃならない。それから、それに対しては、条例ができたからって今すぐじゃなくて、やっぱり施設自体、ある程度5年とか10年稼働してですね、その状況、ごみの量、すべての状況を把握したうえで、こういうことも検討の課題であるということが二つ目。それから三つ目としては、やるにしても議会にやっぱり、こういうことをやろうかと思っって、提案があつてですね、その上で管理者でも揉んで、またそれを全協で各市に相談して、それからまた議会の議決を諮って、さきほど言っているように手順をきちっと踏まないとしょくないと思っんですよ。それから最終的に議決を諮るということが必要だと思っんですけど。事務局長、それで間違いないですか。1点、教えてください。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 補足の説明していただいて、ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございます、そのような処理を将来想定した上で、この条項を設定しております。以上でございます。

○議長（岩井文男君） ほかにありますか。

島田議員。

○6番（島田和雄君） 今の産業廃棄物の話なんですけども、前の条例の提案のときには、こういったものが産業廃棄物で処理できますよといったような、まあ規則の中で

ね、決められたものがあつたわけなんですけども、そういった中でね、今回はそれが  
ないと、なくなったということで、以前こういうものは扱えますといったような、木  
くずとか紙くずとか汚泥とかそういったものをね、処理する場合に議会の議決と、そ  
ういうことになるのでしょうか。それがまず一つの質問。それともう一つはね、9条  
でしたっけ、一般廃棄物の手数料の減免なんですけど、天災等で被害があつた場合の処  
理物は減免をして受け入れてもらえるといったようなことなんですけども、今現在の  
鳥インフルですか、匝瑳市で出ました。以前旭でも出ましたけども、そういった場合  
のね、処理した鶏の焼却、そういったものは受け入れてもらえるのかどうか。旭市に  
は、畜産も盛んで養豚業なんかも多いわけですし、養豚につきましても豚コレラが発  
生した場合には、これもやっぱり全頭処分といったことになりますので、そういった  
場合において焼却施設で受け入れてもらえるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） ただ今の質問でございますが、まず一つ目のご質問でござ  
います。おっしゃるとおり以前の条例案につきましては、条例の方に詳しく規定し  
ないで、規則のほうに具体的な産業廃棄物の内容を示したところでございます。以前  
規則の方で定めた内容につきましては、特に近隣の構成市等の規則を参考にして設定  
したものでありまして、実際に東広でどの様なものが発生するかどうかというものに  
ついては特に検討したものではありませんでしたので、今回、条例を制定するにあ  
たりまして、そういった、なにを処理するか等含めましても、内容について議会の議  
決を得たうえで処理することにしましたので、内容については特に詳しくは定めてお  
りません。二つ目の鳥インフルの関係でございますが、さきほど申し上げた一般廃棄  
物の目的外使用に関する国の基準があるところでございますが、そちらの方の中に鳥  
インフルエンザについて発生した伝染している鳥等の処分につきましても、やはりち  
ゃんとした基準がありまして、その基準に沿っているものであれば目的外使用として  
処分ができるという内容になっています。以上でございます。

○議長（岩井文男君） 島田議員。

○6番（島田和雄君） 二つ同時に質問しましたので、ちょっと整理するのが大変なんですけども。最初の質問なんですけど、私、環境行政ちょっと明るくはないんですけども。以前、規則で制定されていた品目については、それぞれの市で受け入れ可能な品目として通常受け入れされてはいなかったんでしょうか。その都度、市長とかの許可を得てやっていたのか、得なくても可能だったのか、その辺ちょっとお伺いします。今回はそういった中で議決ということになりましたので、手続き的に議会を開かないと処分ができないというようなことになりましたので、その辺について、これまでと比較してどうなったのかということをお伺いします。鳥インフルの方につきましては、規則で云々というような説明でありましたけども、どういったものなのかその辺分かれば、お伺いします。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず今現在の各市の併せ産廃の受け入れの件ですけども、銚子市は条例の中で規定をしていますが、併せ産廃は受け入れていない状況と伺っております。旭市については、一部受け入れているものがあるというふうには聞いていたんですが、正直詳しいところまでは確認ができていないです。匝瑳市の方も条例には規定されていますけども、受け入れてないというふうには聞いております。あと、さきほどの鳥インフルエンザ等の発生した場合の、施設で受け入れるかという話については国のほうで一般廃棄物の処理施設として作っていますので、やはり目的外の使用になるというふうには規定されていまして、ただその条件を満たせば受け入れが可能ということで、詳しい内容は、すいません調べてないんですが、家畜伝染病の予防法施行規則というのがございまして、その基準にしたがって処理を行うことができることとかというふうに細かい規定があります。そういう規定が満足できれば受け入れが可能というふうに解釈しております。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市議員。

○4番（木内欽市君） すいません、時間が押していますが、申し訳ございません、簡

単に質問します。今度新しい施設ができて、今までより条件が良くなるというのを望むわけなんです、そこで2点ほどご質問いたします。まず5条の3、よく木とかね、伐採した場合にうちの方の場合には基準が非常に厳しくて、枝を切ったらそれを10センチに切りなさいとか、そういう基準があるんですが、この基準は緩くなったのかどうか。それと使用料ですね、これは各市がみんな決めていたのを統一を図って同じ料金にしたと思うんですが、今までの匝瑳市、旭市、銚子市、10キロにつき100円、この値段は各市どのぐらいだったのか。それと旭の場合は100キロ以上になると多少割増しになったと思うんですよ。ですから持って行く人は100キロ未満で2回持って行くのと安いとかいろいろありましたが、その点はどうか。その2点、お願いいたします。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず1点目の施設の受け入れの基準ですが、今までとほぼ同じ条件です。木の枝等につきましても、確か最大15センチというふうに規定させていただいたかと思うんですが、やはりあまり太いと機械で処理ができなくなりますので。すいません、やはり太さ10センチ以内ですね。木の枝ですと太さが10センチ以内と、ただ粗大ごみとしては15センチ程度の厚いものでも良いというふうにはしていますが、木の枝は10センチというふうに今回の施設もなっております。次の手数料の関係なんです、ご質問があったとおりで、今までの料金を見直した結果、市民の皆さんが持ち込んだ場合は10キロにつき100円で、事業所から出るごみについては10キロにつき200円というふうな値段設定にしております、この金額につきましては銚子市の場合は、ほぼ同額。旭市さんの場合は事業系の部分が金額が増額になっていると。匝瑳市さんのほうは今まで100キロ単位で金額の支払いでしたので、10キロ換算にしますと金額としては上がっているというような状況になっています。すいません。今、詳しい金額が手元にございませんで、またちょっと改めて説明させていただきます。

○議長（岩井文男君） 木内欽市議員。

○4番（木内欽市君） 了解です。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

---

### 日程第9 討論、採決

○議長（岩井文男君） 日程第9、討論、採決を行うわけですが、討論の事前通告はありませんでした。これより、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） ご異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第1号、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（岩井文男君） 挙手全員であります。よって、さよう決しました。続いて議案第2号、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（岩井文男君） 挙手全員であります。よって、さよう決しました。

---

### 日程第10 閉会

○議長（岩井文男君） 以上を持ちまして、本日の議事日程は、すべて議了いたしました。これにて、令和3年1月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会といたします。本日は、大変ご苦勞様でございました。

午後0時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 岩井文男

議員 鎌倉金

議員 浅野勝義

